

現大綱における温室効果ガス吸収源対策の進捗状況について(暫定評価)

現行の地球温暖化対策推進大綱に掲げられている温室効果ガス吸収源対策について、現在の進捗状況及び今後の見通しを概観した。

なお、この資料の数値を含む記述内容は、現時点において入手可能であった資料やデータに基づき検討した暫定的なものであり、今後、さらに新しい資料やデータなどを踏まえて変わり得る性格のものであることに特に注意を払う必要がある。

1. 森林・林業対策の推進

○森林経営による獲得吸収量の上限値(3.9%)程度の吸収量の確保 (4,767 万t-CO₂)

<対応する主な施策>

- ・ 健全な森林の整備
- ・ 保安林等の適切な管理・保全等の推進
- ・ 国民参加の森林づくり等の推進
- ・ 木材資源の有効利用の推進

<現在までの対策の進捗状況>

- ・ 各施策が進められた結果、2010年度における議定書上の吸収量の見通しについて、森林整備等の水準が平成10-12年ベースで推移した場合と平成10-14年ベースで推移した場合を比較すると、2.9%(約3,557万t-CO₂:平成10-12年ベース)から3.1%(約3,776万t-CO₂)となっている。
- ・ 環境省においては、自然環境の保全上重要な保護地域等の森林について、法令等による伐採規制の実施などを通じ、生態系の保全に配慮しつつ森林の保全を行っている。この他、グリーン購入法の活用を含めた間伐材の利用促進、グリーンワーカー事業の実施による森林を含めた動植物の保護、自然体験学習やエコツーリズム等を通じた自然環境教育の積極的な推進等を実施している。
- ・ 昨年12月のCOP9において、国際的な吸収量の計上指針(グッド・プラクティス・ガイダンス)が了承されたことを踏まえ、現在、国内の関係省において、森林吸収量の報告・検証体制についての検討を行っている。

<今後の見通し>

- ・ 現状程度の整備水準では吸収量は3.9%を下回るおそれがあることから、森林・林業基本計画に示された森林の有する多面的機能の発揮の目標と、林産物の供給及び利用の目標どおりに計画を達成するため、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全、木材・木質バイオマス利用、国民参加の森林づくり等の推進を強化する必要がある。
- ・ 環境省においては、自然公園を始めとする保護地域における森林保全の他、多様な主体の参加による森林づくり、木材資源の有効利用に関する各種施策を、林野庁を始めとする関係省庁と連携しつつ、今後も引き続き推進する。
- ・ グッド・プラクティス・ガイダンスに基づく森林における吸収量の報告・検証体制確立に向けた検討を引き続き進める。

2. 都市緑化等の推進

○ 都市緑化等の推進 (28万t-CO₂:対基準年比0.02%)

<対応する主な施策>

- ・ 公共公益施設等における緑化

<現在までの対策の進捗状況>

- ・ 昨年12月のCOP9において、国際的な吸収量の計上指針（グッド・プラクティス・ガイダンス）が了承されたことを踏まえ、現在、国内の関係省において、都市公園、道路、河川等における緑地等の吸収量の報告・検証体制についての検討を行っている。

<今後の見通し>

- ・ グッド・プラクティス・ガイダンスに基づく都市公園、道路、河川等における緑地等の吸収量の報告・検証体制確立に向けた検討を引き続き進める。
- ・ 公共公益施設等における緑化を推進し、目標値の吸収量の確保に務める。